

電離放射線障害防止規則（電離則）の一部改正に伴う獣医療分野への影響について

- ▶ 獣医療分野における放射線の使用については、適切な獣医療の確保の観点から獣医療法が、職場における労働者の安全と健康の確保の観点から労働安全衛生法に基づいた電離則がそれぞれ適用される。
- ▶ 工業分野におけるX線装置点検中の作業員の被ばく事故発生を踏まえ、意図しない被ばくを防止し同様の災害の発生を防止するため電離則を改正。
- ▶ 臨床研究や治験、大学での実習、死因究明等で使用されるX線装置は、実態として医療法や獣医療法での規制を受ける診療用のX線と同等の被ばく対策が講じられている一方で、現行電離則上では医療用として規制を受けるか明示されていなかった。
- ▶ 臨床研究等で使用するX線装置について、
 - 規制強化される工業用等の規定が適用されないよう、「医療用」に含まれることを明確化。 **ポイント①**
 - 医療法・獣医療法の適用対象外であることから、意図しない被ばくを防止するため医療法・獣医療法と同様の規定を電離則において新設。 **ポイント②**
- ▶ 今回の電離則改正では、事故が発生した工業用等のX線装置に関する規制強化及び医療用X線装置に関する規制新設がされるが、新設される規制は獣医療法施行規則にあるものと同様であるため獣医療臨床分野における影響はない。
- ▶ 電離則改正に伴い特別教育の実施対象となる業務が拡大されるが、従前も一般のレントゲンなど透過写真撮影については特別教育が必須となっていたため、獣医療臨床分野における影響は限定的。 **ポイント③**

改正のポイント① 医療用X線の定義の明確化

改正前 〔疾病診断・治療に使用される場合を医療用と明示〕

- 工業用等
→ 医療用以外すべて
- 医療用
→ 医療又は獣医療の用
≡ 医療法・獣医療法の定義



改正後

〔②を医療用として明確化〕

- 工業用等 → 医療用以外すべて
- 医療用 医療用の定義明確化
→ 医師、歯科医師、診療放射線技師、獣医師が管理するものであって、
 - ① 医療又は獣医療の用
 - ② その他臨床研究、治験、医療従事者若しくは獣医療従事者の養成若しくは教育訓練又は死因究明等の用

改正のポイント② 医療用X線に関する規制の新設

改正前

意図しない被ばく防止措置
に関する規定のイメージ

医療用？それ以外？

電離則

工業用等

臨床研究等

医療用

医療法・
獣医療法

改正後

電離則

工業用等

規制強化

定義
明確化

規定新設

臨床研究等

医療用

医療法・
獣医療法

- ・ 自動警報装置の設置義務の拡大
(管電圧150kV以上の装置→管電圧10kV以上の装置)
- ・ 安全装置の設置義務化(義務なし→管電圧10kV以上の装置)

臨床研究等の目的で使用するX線装置について、

- ① 医療用X線の定義明確化により、**電離則における工業用等の規制対象外**
- ② 医療法・獣医療法は診療用途が対象であるため**医療法・獣医療法における規制対象外**となっており、定義明確化により意図しない被ばく防止に関する規定が不十分となってしまう。

そのため、改正電離則において**医療用X線に関する意図しない被ばく防止措置に関する規定を新設**
なお、診療用途の医療用X線への影響に配慮し、新設する規定は医療法・獣医療法と同様のものとする。

＜医療用X線の被ばく防止に関する規制＞

診療用途…医療法・獣医療法と電離則に規定
臨床研究等の用途…電離則に規定

電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）＜新設＞

第17条 1～5（略）

6 事業者は、放射線装置室に設置された医療用の特定エックス線装置のうち、獣医師が管理する装置については、獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第16条第1項（第6号から第8号を除く。）に規定する措置を講じなければならない。

獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）

第16条 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等に第一号から第三号までに掲げる事項のいずれか及び第四号から第八号までに掲げる事項を遵守させなければならない。

- 一 シャーヘイ壁その他のしゃへい物を用いることにより放射線のしゃへいを行うこと。
- 二 遠隔操作装置又は鉗子を用いることその他の方法により、放射線診療装置等と人体との間に適当な距離を設けること。
- 三 人体が放射線に被ばくする時間を短くすること。
- 四 保定は、保定具又は医薬品により行うこと。ただし、放射線診療装置等（診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用放射線照射装置を除く。）を使用する場合にあっては、保定具又は医薬品により保定を行うことが困難であり、かつ、必要な防護措置を講じたときは、この限りでない。
- 五 エックス線装置を使用しているときは、エックス線診療室の出入口にその旨を表示すること。
- 六 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物には適当な表示を付すること。
- 七 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を収容しているときは、放射線治療収容室の出入口にその旨を表示すること。（6・7号については、X線装置は対象外）
- 八 エックス線装置をエックス線診療室以外の場所において使用するときは、エックス線管の焦点から三メートル以内の場所に必要のある者以外の者が立ち入らないような措置を講ずるとともに、人の立ち入らない方向に照射し、又はエックス線をしゃへいする措置を講ずること。（8号については、放射線装置室以外の場所において使用する場合のため対象外）

改正のポイント③ 特別教育の実施対象業務の拡大

改正前 (特別教育の対象を透過写真撮影に限定)

事業者は、X線装置又はγ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の業務に労働者を就かせるときは、

- ① 透過写真の撮影の作業の方法
 - ② 装置の構造及び取扱いの方法
 - ③ 電離放射線の生体に与える影響
 - ④ 関係法令
- について**特別教育が必要**

一般的なレントゲンは透過写真撮影に該当。
→多くの診療施設では従前通りの特別教育で対応可能。



改正後 (X線装置等を用いた業務全体に拡大)

事業者は、X線装置又はγ線照射装置を取り扱う業務に労働者を就かせるときは、

- ① 業務に係る作業の方法に関する知識
 - ② 装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
 - ③ 電離放射線の生体に与える影響
 - ④ 関係法令
- について**特別教育が必要**

OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)形式の併用が望ましい

労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、電離則の関係条項

獣医療法施行規則における教育訓練と電離則における特別教育の比較

	実施タイミング	教育が必要な事項	記録の保存
獣医療法 施行規則	・初めて管理区域に立ち入る前 ・その後は 1年を超えない期間ごと	・放射線の人体に与える影響 ・放射線診療装置等の安全取扱い ・放射線診療装置等による放射線障害の防止に関する法令 ・放射線障害の予防に関する規程※	教育訓練を受けた者の氏名、教育訓練の内容、 実施年月日 を帳簿に記載し、 5年間 保存
電離則	・対象業務に就かせるとき (初めて対象業務を行う前)	・業務に係る作業の方法に関する知識 ・装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・電離放射線の生体に与える影響 ・関係法令 (労働安全衛生法等)	特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、 3年間 保存

※ X線装置のみを用いて診療を行う診療施設は省略可



- ✓ 「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について（令和7年10月29日付け基発1029第1号）」第2の1(7)にあるとおり、**獣医療法施行規則に基づく教育訓練を受けている場合は、特別教育が必要な科目のうち重複する科目について省略可能。**
- ✓ 同通達第2の1(8)にあるとおり、**獣医師は特別教育が必要な事項のうち関係法令以外を省略可能。**
- ✓ それぞれの規定を理解したうえで適切な教育を実施し、放射線防護を図る必要がある。

改正スケジュール

令和7年10月29日：公布、ポイント①医療用X線の定義の明確化施行（公布日施行）

令和8年4月1日：ポイント③特別教育の実施対象業務の拡大施行

令和9年10月1日：ポイント②医療用X線に関する規制の新設施行